

第9表 食に関する指導について

(1) 食に関する学習ノート「いきいきちばっ子」の活用状況の割合

対象学校	①授業で1度でも活用した学校	②授業以外で1度でも活用した学校	③課題や宿題として1度でも活用した学校
小学校	29.9%	17.9%	6.5%
公立特別支援学校 (小学部)	6.1%	18.2%	0%
合計	28.9%	17.9%	6.3%

(2) 食に関する授業の実施状況の割合

校種	①担任だけで授業を実施した学校	②担任と栄養教諭又は学校栄養職員のTTで授業を実施した学校	③学校栄養職員が特別非常勤講師として授業を実施した学校	④地域の食の専門家の協力を得て授業を実施した学校	⑤地場産物の食材を活用した授業を実施した学校	⑥地域の伝統料理や行事料理を活用した授業を実施した学校	⑦生活科・家庭科以外で体験活動を伴う授業を実施した学校	⑧保護者が参加した食に関する指導の授業を実施した学校
小学校	64.2%	63.7%	10.2%	12.8%	53.1%	32.5%	38.8%	5.6%
中学校	52.2%	25.5%	7.1%	3.8%	36.1%	34.5%	13.9%	1.6%
義務教育学校	0%	100%	0%	0%	0.0%	0.0%	0%	0%
公立特別支援学校	74.4%	74.4%	5.1%	2.6%	43.6%	33.3%	48.7%	0.0%
合計	60.6%	52.1%	9.0%	9.6%	47.4%	33.1%	31.3%	4.2%

(3) 食に関する指導推進のための体制作り状況の割合

	①食に関する指導全体計画を作成してある学校	②食に関する指導年間計画を作成してある学校	③近隣の学校や地域の保健センター、公民館等との食に関する連絡協議会等がある学校
小学校	95.9%	90.1%	23.4%
中学校	92.9%	87.2%	8.4%
義務教育学校	100%	100%	0%
公立特別支援学校	97.4%	87.2%	5.1%
合計	95.1%	89.1%	18.1%

(注)

- 1 対象は、学校給食を実施している公立小・中学校・義務教育学校・公立特別支援学校である。
- 2 令和2年度の活用状況である。
- 3 重複回答可である。
- 4 授業以外とは「給食時の指導」「保護者会」等での活用のことである。
- 5 食に関する学習ノート「いきいきちばっ子」は、県教育委員会HPに掲載している。
- 6 地域の食の専門家とは、生産者、調理師、栄養士等である。
- 7 体験活動とは、農作物の栽培、食品の加工・調理等をさしている。